第７回　群馬県メンテナンス協議会

日　時：平成 28 年 7 月 12 日（火）
　　14:00～
場　所：群馬建設会館Ａホール
　　（前橋市元総社町 2-5-3）

議事次第

１．開　　会

２．あいさつ（会長）

３．議事
（１）これまでの動き
（２）平成２７年度点検結果
（３）平成２８年度点検予定
（４）研修について
（５）好事例の紹介
（６）群馬県の課題
（７）平成２８年度の取り組み予定
（８）熊本地震を踏まえた今後の対応について

４．その他

５．閉　　会

第7回群馬県メンテナンス協議会【座席表】

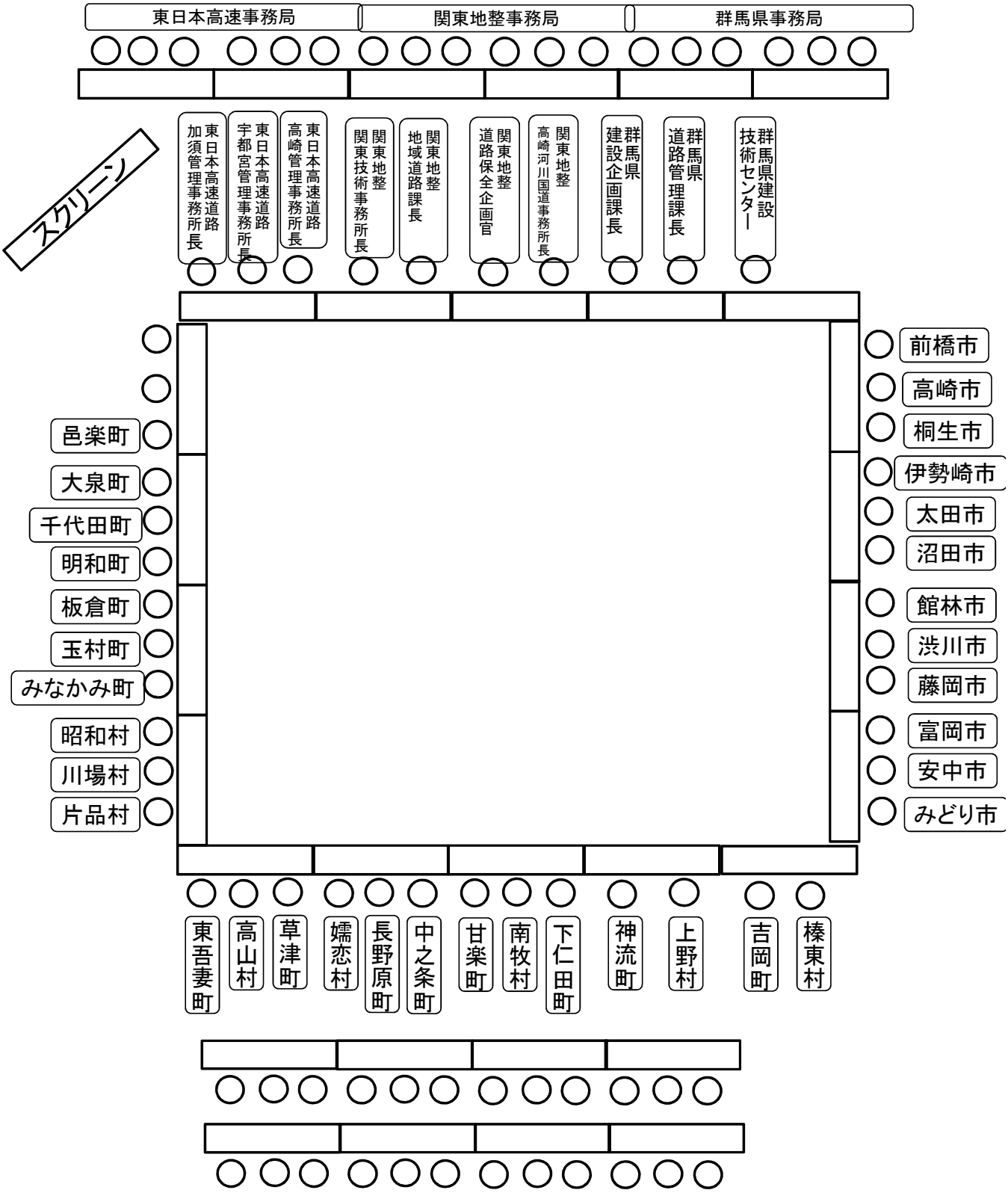

平成28年度　第7回群馬県メンテナンス協議会　出席者名簿

	所　属	役　職	氏名	代理出席者	
				役職	氏名
会　長	国土交通省関東地方整備局	高崎河川国道事務所長	桑原（くわばら）　正明（まさあき）		
	群馬県県土整備部	建設企画課長	岩下（いわした）　勝則（かつのり）		
副会長	群馬県県土整備部	道路管理課長	町田（まちだ）　孝（たかし）		
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	高崎管理事務所長	前川（まえかわ）　秀人（ひでと）		
	東日本高速道路株式会社関東支社	宇都宮管理事務所長	渡辺（わたなべ）　真人（まさひと）	副所長	新井　栄俊
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長	稲葉（いなば）　昌紀（まさのり）	副所長	鈴木　隆
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長	久保（くぼ）　竜志（りゅうし）		
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長	阿部（あべ）　誠（まこと）		
	前橋市	建設部長	加藤（かとう）　裕一（ゆういち）		
	高崎市	建設部長	宮石（みやいし）　修（おさむ）	課長	松本（まつもと）　伸（しん）
	桐生市	都市整備部長	對比地（ついひじ）　一明（かずあき）	課長補佐	大澤（おおさわ）　順（じゅん）
	伊勢崎市	建設部長	岩佐（いわさ）　泉（いずみ）	課長	小林（こばやし）　裕（ゆたか）
	太田市	都市政策部長	恩田（おんだ）　洋一（よういち）	課長	遠坂（えんさか）　昌巳（まさみ）
	沼田市	都市建設部長	師（もろ）　良一（りょういち）		
	館林市	都市建設部長	山本（やまもと）　紀夫（のりお）	係長	細野（ほその）　貴嗣（たかし）
	渋川市	建設部長	田中（たなか）　市郎（いちろう）	課長	小野（おの）　泰由（やすよし）
	藤岡市	都市建設部長	田島（たじま）　恒夫（つねお）	係長	塚本（つかもと）　真詞（まさし）
	富岡市	経済建設部長	浦野（うらの）　繁夫（しげお）	課長	石井（いしい）　康彦（やすひこ）
	安中市	建設部長	猿井（さるい）　晴一（せいいち）	課長	小板橋（こいたばし）　孝治（たかはる）
	みどり市	都市建設部長	吉野（よしの）　茂男（しげお）	課長	石原（いしはら）　亨夫（みちお）
	榛東村	建設課長	久保田（くぼた）　勘作（かんさく）	主任	遠藤（えんどう）　匡（ただし）
	吉岡町	産業建設課長	高田（たかだ）　栄二（えいじ）	主事	湯浅（ゆあさ）　研也（けんや）
	上野村	振興課長	土屋（つちや）　雅彦（まさひこ）	係長	浅川（あさかわ）　一夫（かずお）
	神流町	産業建設課長	黒田（くろだ）　幸男（ゆきお）	係長	田村（たむら）　淳（あつし）
	下仁田町	建設ガス水道課長	神戸（かんべ）　宏（ひろし）	係長	神戸（かんべ）　栄起（えいき）
	南牧村	振興整備部長	工藤（くどう）　由紀夫（ゆきお）	（欠席）	
	甘楽町	建設課長	高橋（たかはし）　茂（しげる）	係長	齋藤（さいとう）　文康（ふみやす）
	中之条町	建設課長	本多（ほんだ）　守（まもる）		
	長野原町	建設課長	唐澤（からさわ）　正人（まさと）		
	嬬恋村	建設課長	宮崎（みやざき）　芳弥（よしや）		
	草津町	愛町部土木課長	岡部（おかべ）　猛（たけし）	係長	山口（やまぐち）　克己（かつみ）
	高山村	建設課長	飯塚（いいづか）　欣也（きんや）	係長	平形（ひらかた）　和彦（かずひこ）
	東吾妻町	建設課長	桑原（くわばら）　正明（まさあき）		

平成28年度　第7回群馬県メンテナンス協議会　出席者名簿

	所　属	役　職	氏名	代理出席者	
				役職	氏名
	片品村	農林建設課長	山崎（やまさき）　康広（やすひろ）	係長	金子（かねこ）　学（まなぶ）
	川場村	田園整備課長	桑原（くわばら）　仲雄（なかお）	補佐兼係長	安藤（あんどう）　秀昭（ひであき）
	昭和村	建設課長	関上（せきがみ）　隆宏（たかひろ）	主任	関上（せきがみ）　亮介（りょうすけ）
	みなかみ町	地域整備課長	上田（うえだ）　宜実（よしみ）		
	玉村町	都市建設課長	斉藤（さいとう）　治正（はるまさ）		
	板倉町	都市建設課長	高瀬（たかせ）　利之（としゆき）	係長	塩田（しおた）　修一（しゅういち）
	明和町	都市建設課長	瀬下（せしも）　嘉彦（よしひこ）	係長	篠木（しのぎ）　加仁（ますみ）
	千代田町	都市整備課長	石橋（いしばし）　俊昭（としあき）		
	大泉町	都市建設部長	大谷（おおや）　俊行（としゆき）	総括技官	高橋（たかはし）　豪紀（ごうき）
	邑楽町	都市建設課長	松崎（まつざき）　嘉雄（よしお）	係長	蟹和（かにわ）　薫（かおる）
	公益財団法人群馬県建設技術センター	事務局長	下田（しもだ）　剛久（たけひさ）		
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局　道路部	道路保全企画官	近藤（こんどう）　雅弘（まさひろ）		
	国土交通省関東地方整備局　道路部	地域道路課長	塩谷（しおや）　正広（まさひろ）		
	国土交通省関東地方整備局	関東技術事務所長	鈴木（すずき）　勝（まさる）		
事務局	国土交通省関東地方整備局　高崎河川国道事務所　道路管理第二課				
	群馬県県土整備部　道路管理課				
	東日本高速道路株式会社関東支社　高崎管理事務所				

群馬県メンテナンス協議会　規約

（名　称）

第１条　本会は、「群馬県メンテナンス協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、群馬県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

（１）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。

（２）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。

（３）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。

（４）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組　織）

第４条　協議会は、第２条の目的を達成するため、群馬県内における高速自動車国道、一般国道､県道及び市町村道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

２．協議会には、会長及び副会長を２名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長、副会長は群馬県県土整備部道路管理課長及び東日本高速道路会社高崎管理事務所長とする。

３．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４．協議会の構成は「別表－１」のとおりとする。
　ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

５．会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

６．協議会には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－２」のとおりとする。

７．協議会に、道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に置く。

（幹事会）

第５条　幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

（１）協議会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

（２）協議会における協議議題の調整

（３）規約の策定・改正・廃止等に係る調整

（４）その他、協議会の運営に際し必要となる事項の調整

（事務局）

第６条　協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

２．事務局は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課、道路管理第二課、群馬県県土整備部道路管理課及び東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所に置く。

（規約の改正）
第７条　本規約の改正等は、本協議会の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）
第８条　本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）
本規約は、平成２６年３月１８日から施行する。

本規約は、平成２６年７月２４日から施行する。

別表－1

群馬県メンテナンス協議会　名簿 （案）

	所　属	役　職
会　長	国土交通省関東地方整備局	高崎河川国道事務所長
	群馬県県土整備部	建設企画課長
副会長	群馬県県土整備部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	高崎管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	宇都宮管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長
	前橋市	建設部長
	高崎市	建設部長
	桐生市	都市整備部長
	伊勢崎市	建設部長
	太田市	都市政策部長
	沼田市	都市建設部長
	館林市	都市建設部長
	渋川市	建設部長
	藤岡市	都市建設部長
	富岡市	経済建設部長
	安中市	建設部長
	みどり市	都市建設部長
	榛東村	建設課長
	吉岡町	産業建設課長
	上野村	振興課長
	神流町	産業建設課長
	下仁田町	建設ガス水道課長

群馬県メンテナンス協議会　名簿（案）

	所　属	役　職
	南牧村	振興整備課長
	甘楽町	建設課長
	中之条町	建設課長
	長野原町	建設課長
	嬬恋村	建設課長
	草津町	愛町部土木課長
	高山村	建設課長
	東吾妻町	建設課長
	片品村	農林建設課長
	川場村	田園整備課長
	昭和村	建設課長
	みなかみ町	地域整備課長
	玉村町	都市建設課長
	板倉町	都市建設課長
	明和町	都市建設課長
	千代田町	都市整備課長
	大泉町	都市建設部長
	邑楽町	都市建設課長
	公益財団法人群馬県建設技術センター	事務局長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局　道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局　道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東技術事務所長
事務局	国土交通省関東地方整備局　高崎河川国道事務所　計画課・道路管理第二課	
	群馬県県土整備部　道路管理課	
	東日本高速道路株式会社関東支社　高崎管理事務所	

別表－2

群馬県メンテナンス協議会　幹事会名簿 （案）

	所　属	役　職
幹事長	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	副所長
副幹事長	群馬県県土整備部道路管理課	次長
	東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所	副所長
	前橋市建設部道路管理課	課長
	高崎市建設部土木課	課長
	太田市都市政策部道路保全課	課長
	沼田市都市建設部建設課	課長
	中之条町建設課	課長
	玉村町都市建設課	課長
	甘楽町建設課	課長
	板倉町都市建設課	課長
	みなかみ町地域整備課	課長
	東吾妻町建設課	課長
事務局	国土交通省関東地方整備局　高崎河川国道事務所　計画課・道路管理第二課	
	群馬県県土整備部　道路管理課	
	東日本高速道路株式会社関東支社　高崎管理事務所	

資料－１

１．これまでの動き

老朽化対策の経緯

国土交通省 関東地方整備局

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

- ○ 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]
- ○ トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7] :ジェットファン、照明等
- ○ 道路ストックの集中点検実施[H25.2～] :第三者被害防止の観点から安全性を確認
- ○ 道路法の改正[H25.6] :点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設
- ○ 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31] :5年に1回、近接目視による点検
- ○ 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言[H26.4.14]
- ○ 道路メンテナンス会議 設立[H26.4～] :地方公共団体の取組みに対する体制支援
- ○ 定期点検要領 通知[H26.6.25] :円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示
- ○ 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1] :5年に1回、近接目視による点検開始

第１回協議会からのメンテナンスに係わる動き

平成 26 年 3 月 18 日　第１回群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会開催

平成 26 年 4 月 14 日　社会資本整備審議会道路分科会建議
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第１弾】］

平成 26 年 6 月 23 日　群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会から群馬県内の市町村に対し「道路施設の管理に関する支援要望について」依頼文を発出

平成 26 年 6 月 25 日　定期点検要領を策定
・道路橋定期点検要領
・道路ﾄﾝﾈﾙ定期点検要領
・ｼｪｯﾄﾞ，大型ｶﾙﾊﾞｰﾄ等定期点検要領
・横断歩道橋定期点検要領
・門型標識等定期点検要領

平成 26 年 7 月 1 日　維持修繕に関する省令・告示施行
［国土交通省令］
・道路の維持又は修繕に関する技術的基準類
［告示］
・ﾄﾝﾈﾙ等の健全性の診断結果の分類に関する告示

平成 26 年 7 月 22 日　定期点検要領等説明会開催（国土交通本省）

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第３弾】］
平成 26 年 7 月 24 日　第 2 回群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会の調整結果

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第２弾】］
平成 26 年 7 月 28 日　点検要領等に関する道路施設点検技術講習会
開催（群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会）

平成 26 年 8 月 29 日　国土交通省道路局から各道路管理者に対し
「点検計画の策定について」依頼文を発出

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第４弾】］
平成 26 年 9 月 4 日　道路橋の維持修繕に関する講習会開催
（群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会）
※講師：国土交通省 国土技術政策総合研究所
道路構造物研究部 橋梁研究室長
玉越 隆史

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第５弾】］
平成 26 年 9 月 11 日　報道関係者等を対象とした現場見学会を開催
（群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会）
※みなかみ町長等による課題の説明など

平成 26 年 9 月 12 日　群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会長から群馬県内の市町村
長に対し「点検計画の策定について」依頼文
を発出

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第６弾】］

平成 26 年 11 月 6 日　第３回「群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会」開催結果
全国初、市町村管理の全道路橋で５ヵ年の
法定点検計画を策定

平成 26 年 11 月 21 日　国土交通省道路局から各地方整備局に対し
「跨道橋連絡会議（仮称）の設置について」
文書を発出

平成 26 年 12 月 1 日　関東地方整備局から各道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ会議会長に
対し各点検計画ﾃﾞｰﾀの提出依頼文書を発出

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第７弾】］

平成 26 年 12 月 15 日　第４回「群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会」の調整結果
法定点検の義務付けられた全道路施設で５ヵ
年の点検計画を策定

平成 27 年 2 月 18 日　国土交通省道路局から各地方整備局に対し
「定期点検における健全性の診断結果を踏ま
えた措置について」文書を発出

平成 26 年 3 月 12 日　第１回群馬県跨道橋連絡部会開催

平成 27 年 3 月 31 日　群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会長から「平成２６年度の
定期点検結果を含む老朽化対策の取り組み状
況について」依頼文を発出

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第８弾】］

平成 27 年 5 月 13 日　平成２７年度の地域一括発注点検予定を公表
平成２７年度の地域一括発注で約７６０橋を点検

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第９弾】］

平成 27 年 8 月 25 日　第５回「群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会」開催結果
点検した橋梁の６９％で補修・補強等の措置が必要

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第１０弾】］

平成 27 年 9 月 3 日　橋梁点検講習会の開催
（群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会）

［道路ﾒﾝﾃﾅﾝｽ総力戦【第１１弾】］

平成 27 年 12 月 21 日　第６回「群馬県ﾒﾝﾃﾅﾝｽ協議会」の調整結果
予防保全的管理への転換に向けた修繕計画の策定

資料－２

２．平成２７年度点検結果

群馬県のH27点検結果

資料②－１

○ 群馬県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋（0.0%）。また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は211橋（7.4%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,456橋（50.8%）

＜平成27年度管理者別点検結果（橋梁）＞

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	277	34	26	6	2	0
高速道路会社	509	14	5	9	0	0
群馬県	3,360	740	199	471	70	0
市町村	11,311	2,076	967	970	139	0
合計	15,457	2,864	1,197	1,456	211	0

※ H28.5月末時点

※国土交通省の管理橋梁数のうち、1橋は埼玉県所在地、1橋は長野県所在地である。

群馬県のH27点検結果

資料②－２

○ 群馬県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）。また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は14本（82.4%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は3本（17.6%）

＜平成27年度管理者別点検結果（道路トンネル）＞

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	3	0	0	0	0	0
高速道路会社	25	4	0	0	4	0
群馬県	63	11	0	3	8	0
市町村	46	2	0	0	2	0
合計	137	17	0	3	14	0

※ H28.5月末時点

群馬県のH27点検結果

資料②－３

○ 群馬県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0施設（0.0%）。また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は13施設（11.4%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は74施設（64.9%）

＜平成27年度管理者別点検結果（道路附属物等）＞

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	137	25	14	11	0	0
高速道路会社	243	24	9	15	0	0
群馬県	190	50	4	33	13	0
市町村	65	15	0	15	0	0
合計	635	114	27	74	13	0

※ H28.5月末時点

※国土交通省の管理道路付属物数のうち、２基は新潟県所在地である。

H27点検結果における判定区分Ⅳの構造物リスト（群馬県）

資料②－４

○ 判定区分Ⅳの施設　該当なし

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－

判定区分Ⅳの施設なし

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
－	－	－	－	－
－	－	－	－	－

※判定区分

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

資料－３

３．平成２８年度点検予定

群馬県のH28点検計画

資料③－１

＜各構造物の平成28年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数	H26点検数（A）	H27点検数（B）	H28点検数（C）	点検進捗（A＋B＋C）/管理施設数
橋梁	15,457	1,426	2,864	3,499	50.4%
トンネル	137	12	17	35	46.7%
道路附属物等	635	62	114	164	53.5%

・H28点検予定数（C）は、今後の点検状況により見直しすることがある。

群馬県のH28点検計画（最優先で点検すべき橋梁）

資料③－２

＜最優先で点検すべき橋梁の平成28年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数	H26点検数（A）	H27点検数（B）	H28点検数（C）	点検進捗（A＋B＋C）/管理施設数
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	299	26	23	73	40.8%
跨線橋（歩道橋含む）	205	65	42	36	69.8%
緊急輸送道路を構成する橋梁	2,397	578	256	453	53.7%

・H28点検予定数（C）は、今後の点検状況により見直しすることがある。

資料－４

４．研修について

地方自治体への技術支援（道路構造物管理実務者研修）

【H28年度研修（計画）】

道路構造物管理実務者研修 〈4日間（橋梁） 3日間（トンネル）〉

- 目　　的：地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を習得するための研修。
- 対　　象：自治体職員及び直轄職員
- 予定人数：280名程度（うち自治体職員240名程度）
- 時　　期：

橋梁初級Ⅰ①	H28.8.23～8.26	40名程度
橋梁初級Ⅰ②	H28.9.6～9.9	40名程度
橋梁初級Ⅰ③	H28.11.15～11.18	40名程度
橋梁初級Ⅱ①	H28.9.27～9.30	60名程度
橋梁初級Ⅱ②	H28.12.6～12.9	60名程度
トンネル	H28.10.31～11.2	40名程度

・平成26、27年度の橋梁初級Ⅰの受講者は250名で、うち自治体は231名（延べ178団体）が参加。自治体（1都8県）の参加率は約42%。

・平成28年度より、橋梁初級Ⅰ研修にて、研修内容の理解度、達成度を確認する為の「達成度確認試験」を実施。

資料－５

５．好事例の紹介

資料⑤－１

Ｈ２７　審査会による点検業者間の損傷判断の統一について

【点検業務における課題】

・点検業者の違いによる損傷判断の差異

・判断の難しい損傷の適切な判定

【群馬県の取組】

■審査会の設置

委託業者を対象に、点検業務の品質確保と技術力向上を目的とした審査会を設置し、業務の確認及び指導を行った。

□審査会の取り組み

✓ 点検開始直後に、事例を用いて損傷判断の統一的な見解を共有した。

✓ 点検業務を進めていく中で、損傷が著しい橋梁や判定が困難な橋梁について、現地立ち会いのうえ、記載内容の確認や判定に対する指導を行った。

□審査会の構成

審査会メンバー：学識経験者　１名
経験豊富なコンサル　３名
センター職員　４名

審査対象　：点検業者　９社

現地立会、審査会（２回開催　計３日間）

□今後の予定

平成２８年度も同様に実施予定

現地立会状況

審査会状況

吉岡町の橋梁点検計画見直し

資料⑤－２

＜当初の点検計画＞

道路施設	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
橋梁	０	０	０	０	１３８

＜見直し後の点検計画＞

道路施設	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
橋梁	０	０	４０	４０	５８

資料－６

６．群馬県の課題

群馬県の課題

資料⑥

＜課題：実施率、計画達成状況＞

○点検実施数の低迷

・橋梁及びトンネルの実施率が計画率を下回っている。
（橋梁：Ｈ27末　－11%、Ｈ28予定　－５%）

○実施率が低い自治体へアンケートを実施

・前回点検から間隔５年で点検しており、見かけ上の実施率は低いが、計画どおり実施し、Ｈ３０までに点検一巡予定。
・職員点検を取組ながら、Ｈ３０までに点検一巡予定。
課題は、職員の技術力向上

○点検計画見直しの事例

・Ｈ３０に一挙に点検実施予定であった自治体で、Ｈ２８からＨ３０までに前倒し点検を行う変更計画あり。
・道路管理者として、道路施設の老朽化の現状について早期に知るべきと再認識し、点検前倒しを検討。
・点検業務の履行状況の確認等が自治体職員の負担となるところであるが、地域一括発注を利用することにより、履行状況確認や点検の質が確保できることが浸透し、前倒し点検の方針を決定。

○メンテナンス協議会では、実施率等により各自治体の点検実施状況を把握し、点検進捗状況が計画通り進まない場合には、その原因究明を図り、改善策を共有する体制をつくり、メンテナンスサイクルの確保を図っていく。

表－１　計画率

	H26	H27	H28
橋梁	13%	39%	55%
トンネル	12%	45%	67%
道路付属物等	4%	21%	44%

※計画率　＝　計画数　／　施設数
※計画は、群馬県メンテナンス協議会（H26.12.15）の数値
※数値は変動の可能性があります。

表－２　実施率

	H26	H27	H28
橋梁	9%	28%	50%
トンネル	9%	21%	47%
道路付属物等	10%	28%	54%

※点検実施率　＝　点検数　／　施設数
※数値は変動の可能性があります。

表－３　計画達成状況

	H26	H27	H28
橋梁	-3%	-11%	-5%
トンネル	-3%	-24%	-20%
道路付属物等	6%	7%	9%

※計画達成状況　＝　実施率　－　計画率
※数値は変動の可能性があります。

資料－７

７．平成２８年度の取り組み予定

平成28年度の取組予定　地域一括発注

資料⑦－１

＜平成２８年度の地域一括発注で約９９０橋を点検＞

地域一括発注の活用について

・群馬県メンテナンス協議会では、県内の道路インフラの維持管理・補修・更新等を効率的・効果的に行い、予防保全・老朽化対策の強化を図っています。

メンテナンスの実施主体となる市町村によっては、土木技術者が少ないなどの課題から、点検等の業務を地域で一括して発注し、技術・体制面の支援を行っています。

平成28年度の地域一括発注を活用した点検は、18市町村990橋を予定しています。

・活用実績

平成26年度は、 5市町村 107橋

平成27年度は、16市町村 810橋

市町村名	H28年度（予定）	
	地域一括発注活用	道路橋点検数
太田市	○	200
館林市	○	102
渋川市	○	221
藤岡市	○	123
榛東村	○	30
吉岡町	○	40
甘楽町	○	23
長野原町	○	19
嬬恋村	○	13
草津町	○	8
東吾妻町	○	60
片品村	○	23
川場村	○	5
みなかみ町	○	28
玉村町	○	18
板倉町	○	16
明和町	○	32
千代田町	○	29
市町村計	18	990

※数値は、今後変更する可能性があります。

群馬県メンテナンス協議会独自の取組

資料⑦－２

＜講習会の予定＞

〇現場講習会の企画
・自治体・職員の技術支援の一環として、メンテナンス協議会主催の技術講習会を開催しております。
・昨年は橋梁点検に関する座学及び現場点検講習を実施したことから、今年の講習会は、点検結果を踏まえた補修工事の計画や工事施工管理の要点について、実際の補修現場にて学ぶ講習会を計画。

➢講習会内容（案）
・　現場講習
　（県央地域の県工事を中心に選定中）
➢対象者（案）
・地公体職員向け　５０名程度（最大７０名）

➢予定時期
・１０月～１１月頃

＜現場講習会イメージ＞

メンテ協講習会 補修工事見学イメージ

メンテ協講習会 下部工はく離はく落防止、桁かかり長など

資料⑦－３

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成２７年５月２７日
道　　路　　局

高速道路跨道橋の点検状況について（その２）

国土交通省では、高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関して、そのすべてが速やかに点検されるとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保する取り組みを進めています。

このたび、平成２６年度末時点の高速道路跨道橋の点検実施状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

（ポイント）
○道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成２６年度末までにすべて点検を完了
○高速道路６会社※では、管理者から受託して点検・補修を実施する取り組みを通じ、積極的に管理者を支援
○老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数（①）	５，７９８橋
平成 27 年 1 月 1 日時点で点検済みの跨道橋数（②）	５，４１５橋
点検実施率（②/①）	９３％
平成 27 年 3 月 31 日時点で点検済みの跨道橋数（③）	５，５６２橋
点検実施率（③/①）	９６％

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

問合せ先

【高速道路跨道橋について】
高速道路課　有料道路調整室　課長補佐　宮西　洋幸
03-5253-8111(内線 38382)　03-5253-1619(FAX)
【高速道路跨道橋の撤去支援の取組について】
環境安全課　企画専門官　和田　賢哉
03-5253-8111(内線 38132)　03-5253-1622(FAX)

（参考）跨道橋の撤去支援の取組について

○老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

対象施設

○高速道路※上に架かる跨道橋　（道路法上の道路に限る）

※高速道路６社（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）が管理する道路

対象事業

○社会資本整備総合交付金の効果促進事業として実施する橋梁の単純撤去

支援内容

○高速道路会社が跨道橋の撤去事業にかかる１／３を限度として負担

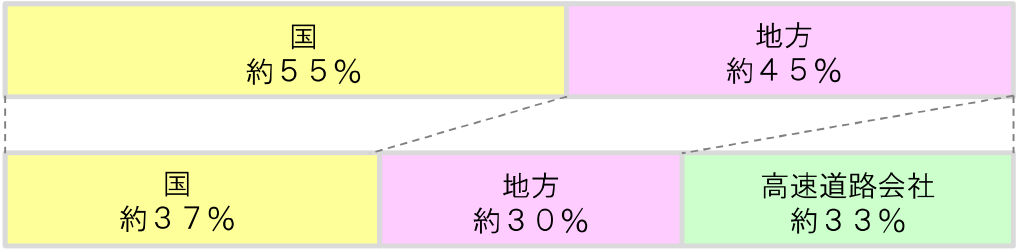

※社会資本整備総合交付金（道路事業を基幹事業とする場合）の効果促進事業で実施する国費率０．５５の場合
【国費率の違いにより負担割合の変更はあり得る】

※今後、社会資本整備総合交付金の要望聴取等と合わせて事業要望の調査を実施する予定
※本支援の取組は、当分の間の措置とする

平成28年度の取組予定　老朽化に関する広報

資料⑦－４

①　夏休み親子見学会（予定）

道路の老朽化対策の一環として、地域の皆様から親しまれている群馬大橋を対象に、メンテナンスを行うことにより丈夫で長持ちすることを知ってもらい、“ 大事に使う ”ことの大切さを発信することを目的として、橋梁の点検作業や補修作業を実際に「見て」「触れて」「学ぶ」ことのできる、見学会を実施予定。

日　　時：平成28年　8月18日（木）
時　　間：午後　2時　～　午後　4時　予定　（小雨決行）
場　　所：群 馬 大 橋

乗車体験車輌（イメージ）

②　橋梁点検学習会（予定）

高度経済成長以降に集中的に整備した道路インフラ施設は、今後急速に高齢化。高齢化施設は、コンクリート片の落下や柱の腐食など進み、致命的な事態を招く恐れがあり、点検、対策の実施は急務の課題として取組でいます。

このため、土木を学んでいる学生のみなさまに、道路インフラの老朽化の現状や対策の必要性について学んでいただくため、橋梁の点検作業を実際に「見て」「触れて」「学ぶ」ことのできる、橋梁点検学習会を実施予定。

日　　時：平成28年　9月20日（火）
時　　間：午後　1時　～　午後　5時（小雨決行）
場　　所：座　学　…　東日本高速道路（株）
　　（協力：（株）ネクスコ東日本エンジニアリング）
　　現　場　…上佐野高架橋

実橋たたき点検（イメージ）

資料－８

８．熊本地震を踏まえた
今後の対応について

課題・論点に対する今後の対応（橋梁分野）

耐震補強の効果の検証

■ 兵庫県南部地震を受けて、耐震設計基準の改訂、緊急輸送道路等について耐震補強などを進めてきた結果、一部の橋梁を除いて、地震の揺れによる落橋・倒壊などの致命的な被害は生じていない。

【兵庫県南部地震による被害との比較】

表-1　地震の揺れによる落橋・倒壊事例

	兵庫県南部地震	熊本地震
発生年	平成7年	平成28年
最大震度	震度7	震度7
落橋数	11橋（47径間）	2橋（6径間）※

※府領（ふりょう）第一橋（後述）、田中橋（斜面崩壊等によるものを除く）

写真-1　県道小川嘉島線　府領第一橋

写真-2　平田・小柳線　田中橋

【土木学会会長特別調査団　調査報告】
（H28.4.30）

・兵庫県南部地震などの過去の地震被害を教訓に、耐震設計基準の改定、耐震補強などを進めてきた。
・今回の地震被害を見ると、この成果が着実に効果をあげていることが確認された。

【耐震補強の効果があった事例】
（緊急輸送道路としての機能を速やかに回復した事例）

写真-3　国道3号　跨線部

写真-4　阿蘇（あそぐち）口大橋
（国道57号）

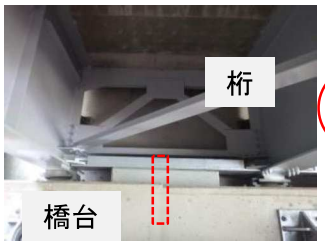

写真-5　アンカーバーのイメージ

写真-6　支承の破損の状況

国道3号の橋梁では、耐震補強の実施により、損傷は限定的であった。

支承が損傷したものの、アンカーバーによる補強により、損傷は軽度であった。（ブロックのひび割れから、アンカーバーに力が作用したことがわかる）

【耐震補強が未実施で
被害を受けた事例】

写真-7　段落し部の損傷
市道（1-3）中央線・中央線陸橋（ちゅうおうせんりっきょう）

耐震補強の効果の検証

- 熊本県内、大分県内の震度6弱以上を観測した地域における緊急輸送道路において、速やかに機能を回復するという目標を達成できなかった橋が12橋あり、緊急輸送等の大きな支障となった。
- これまで取り組んできた耐震補強により、落橋しないための対策は完了※していたものの、速やかに機能を回復するための対策が十分でなかったこと等が原因と考えられる。
- 今後、緊急輸送道路等の重要な橋について、被災後速やかに機能を回復できるよう耐震補強を加速化する必要がある。

※高速道路、直轄国道については、兵庫県南部地震と同程度の地震に対して、落橋・倒壊等の致命的被害を起こさないレベルの対策は完了

写真-1　支承部の損傷及び橋脚の傾斜
（九州自動車道・木山川橋）

写真-2　支承部の損傷に伴う桁端部の浮き上がり
（県道熊本高森線・桑鶴大橋）

図-1　緊急輸送道路の橋の耐震性能の発揮状況
（熊本県内で震度6弱以上を観測した主な地域）

ロッキング橋脚を有する橋梁の落橋

- 熊本県内の高速道路を跨ぐ跨道橋において、4橋が被災し、このうち1橋が落橋した。
- 落橋した橋は、上下端がヒンジ構造の複数の柱で構成され、単独では自立せず、水平方向の上部構造慣性力を支持することができない特殊な橋脚（ロッキング橋脚）を有する橋であった。
- 同橋は、耐震設計基準に準拠して橋台部に横変位拘束構造が追加設置されていたが、大きな地震力により横変位拘束構造が破壊され、上部構造の水平変位を制限することができなくなり、さらに、上部構造の水平変位に伴い、中間支点の鉛直支持を失い落橋に至ったと考えられる。
- 同様の構造は大地震時に落橋に至る可能性があるため、適切な補強又は撤去を行うことが必要。

写真-1　府領第一橋（落橋前）

写真-2　横変位拘束構造の破壊、落橋
（県道小川嘉島線・府領第一橋）

表-1　被災した跨道橋

橋梁名	管理者	跨道橋下路線名	主な被害の状況
府領（ふりょう）第一橋	熊本県	九州自動車道	落橋（ロッキング橋脚）
一ツ（ひとつばし）橋側道橋	熊本県	九州自動車道	鋼桁のずれ（支承損傷、段差発生）
神園（こうぞの）橋	熊本市	九州自動車道	橋脚傾斜（ロッキング橋脚）
日向（ひむき）二号歩道橋	熊本市	九州自動車道	橋脚損傷

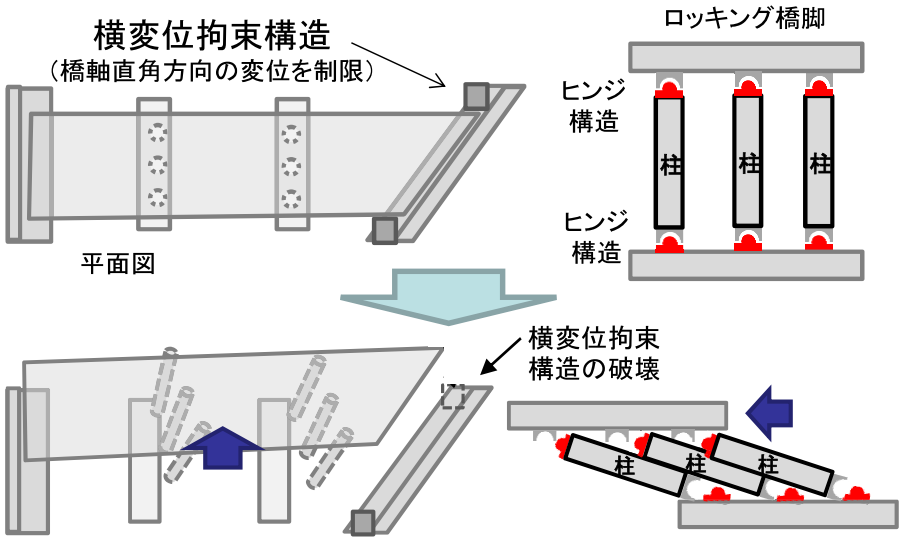

図-1　府領第一橋の想定落橋メカニズム

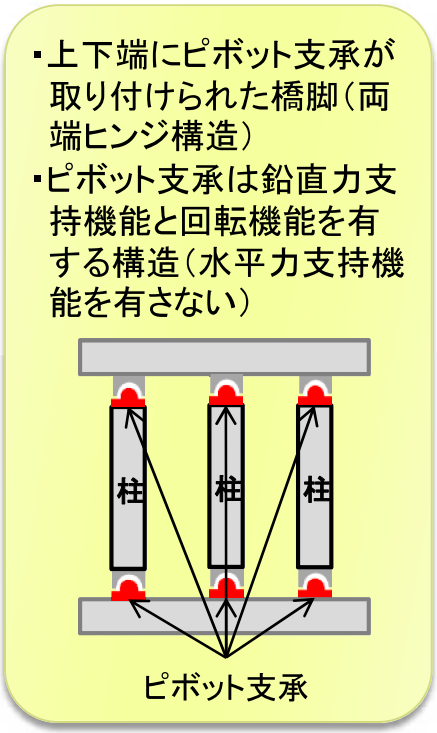

図-2　ロッキング橋脚

ロッキング橋脚の耐震補強の考え方

- 単独では自立できず、大規模地震による変位が生じると不安定となるロッキング橋脚を有する橋梁では、支承部の破壊により、落橋に至る可能性がある。
- よって、部分的な破壊が落橋につながることを防ぎ、速やかな機能回復を可能とする構造系への転換が必要。
  - ・ロッキング橋脚に必要な安定性（自立性：水平・鉛直方向に対する抵抗力）の確保
  - ・支承破壊による落橋モードを想定した、落橋防止システムの装備

【対策の考え方】

○ロッキング橋脚の安定性を確保するための構造とする

① 単独で自立可能な構造（完全自立構造）を基本とする

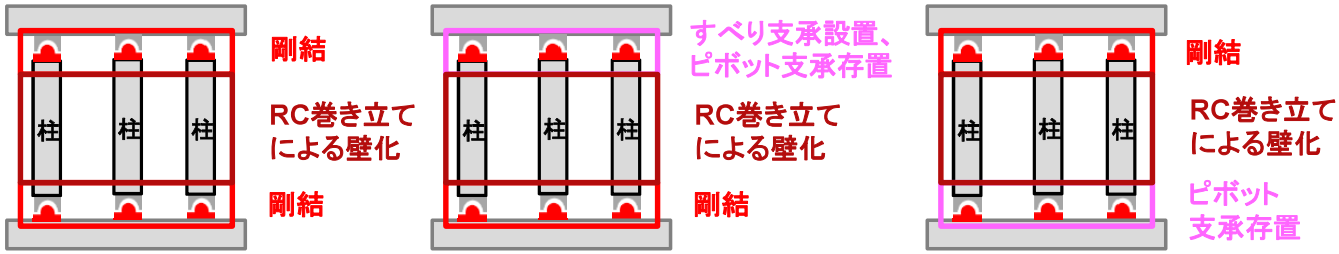

ピボット支承には、逸脱防止構造を設置

②施工上の制約がある場合等には、橋軸方向には単独で自立できないが、橋軸直角方向には自立する構造（半自立構造）とする

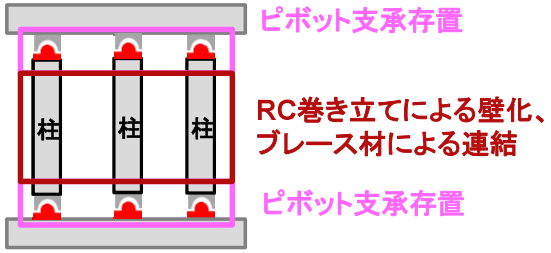

ピボット支承には、逸脱防止構造を設置

橋軸方向の抵抗力は別途確保が必要

写真-1　完全自立構造の施工例